

平成三十年九月射水市議会定例会

市長提案理由説明要旨

平成三十年九月射水市議会定例会の開会に当たり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言申し上げます。

はじめに

今年の夏は、七月の平均気温が富山県内十の観測地点全てで観測史上最高を記録する酷暑に見舞われました。本市におきましては、熱中症の疑いがあるとされた七月の救急搬送件数が昨年比三・二倍の五十八件となり、まさに命にかかわる危険な暑さとなりました。このようなか、国においては、児童生徒の安全と健康を守るための猛暑対策として、学校施設における空調設備の設置支援に向けた予算確保の動きがみられることから、今後の国の動向に注視しながら、本市における小学校普通教室等への空調設備の早期整備に向け、努めてまいります。

また、今年は、冬場の大雪にはじまり、六月の大阪北部の地震や、「平成三十年七月豪雨」など、これまでの経験による想定を超えるような気象状況により、全国各地で甚大な被害が発生しております。この状況を踏まえ、今月二日に、作道地区におきまして、地震及び風水害を想定した市の総合防災訓練を実施いたしました。

本年度は、五年ぶりの県との合同訓練となり、例年以上に国や県の各関係機関との大規模災害時における連携や対応について確認したところであります。

今後も大規模災害時に備え、様々な訓練を通し、市民の皆様の防災・減災意識を高めるとともに、防災力の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

一 最近の経済情勢について

次に、最近の経済情勢について申し上げます。

内閣府が発表した八月の月例経済報告によりますと、我が国の景気は、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあり、先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されるしております。しかしながら、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしております。

こうした中、国においては、六月十五日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」、いわゆる骨太の方針二〇一八や「未来投資戦略二〇一八」等に基づき、経済財政運営を進めるとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」を着実に実行することとしております。とりわけ、骨太の方針二〇一八においては、消費税を予定どおり来年十月に十パーセント

に引き上げることが明記されるとともに、地方の安定的な財政運営に必要となる地方交付税等の一般財源の総額を二〇一九年度から二〇二二年度までの三年間、「二〇一八年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」と明記されております。これにつきましても、地方の安定的な財政運営に対する財源確保に、国による一定の配慮がなされたものと考えております。今後は、消費税率の引き上げと同時に実施を目指すとされた幼児教育の無償化をはじめとした「人づくり革命」や「生産性革命」の実現への動向について、引き続き注視してまいります。

二 地方創生について

次に、地方創生について申し上げます。

先般、国において「まち・ひと・しごと創生基本方針二〇一八」が閣議決定されました。今回の方針では、ライフステージに応じた地方創生の充実・強化への取組や移住者等の多様な希望をかなえるための「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の策定・実行などが盛り込まれたほか、二〇二〇年度以降の次期五か年の「総合戦略」の策定について示されたところであります。

本市といたしましては、こうした国の動向を踏まえながら、引き続き、人口減少の克服と地域の活性化に取り組み、将来にわたって活力に満ちた夢のある射水市を創るため、総合戦略に掲げた施策を着実に実行してまいります。

三 市政の取組状況について

次に、最近の市政の取組状況について申し上げます。

子ども・子育て支援の推進につきましては、来年度に予定している「射水市子ども・子育て支援事業計画第二期」の策定に向け、市民の意向や取組の課題を把握するとともに、効果的な施策の企画立案の検討を行うため、教育・保育事業等の利用希望把握調査を実施いたします。

この調査を基に、今後本市が進めていく子ども・子育てに関する施策の方向性や目標数量等について定め、引き続き、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

男女の健全な出会いの場の創出支援につきましては、去る七月二十二日に、大島コミュニニ

テイセンターにおいて、婚活サポーターズクラブ主催による「第四回いみずムズムズ婚活パーティー」が開催されました。当日は、男女二十九名の参加があり、数組のカップル成立に結びついたとのことであり、今後とも、結婚を希望する市民に出会いの場を提供するため、婚活サポーターズクラブの活動をはじめとした婚活支援に積極的に取り組んでまいります。

教育・保育施設の整備につきましては、射水おおぞら保育園の病児保育室「さんさん」が完成し、先月六日から利用が開始されました。利用定員が二名から五名となり、複数の個室を設けることで、感染症の児童も同時に受け入れることが可能になるなど、病児保育の充実を図ることができたものと考えております。

また、旧新湊中学校跡地における認定こども園の整備や、あおい幼稚園及び第三あおい幼稚園の認定こども園化に伴う給食室設置工事に対して支援を行うなど、教育・保育環境の充実に努めてまいります。

学校教育の充実につきましては、このたび、東明小学校児童会が平成三十年度「海をきれいにするための一般協力者の奉仕活動」の国土交通大臣表彰を受賞されました。本活動は、平成八年に同校の児童からの発案により、海老江地区の海岸清掃活動を始めて以来二十二年

間、継続して実施されてきました。現在では、地域に定着した取組となっており、地域の環境美化保全と環境意識向上に貢献しているとして表彰されたものです。これまでの長年にわたる活動に敬意を表するとともに、今後とも、活動の継続を通じて地域を大切にすることを育んでいただきたいと思います。

また、先月二十日から三十日までの間、市内全ての中学校において学習機会の充実及び学力向上を図るため、「中学生学び応援塾」を実施し、主に英語及び数学の学習支援を行いました。引き続き、生徒の基礎学力の向上と学習習慣の定着を図ってまいります。

たくましい子どもの育成につきましては、先月二十日及び二十一日の二日間、東京都内において、新しい時代を切り拓くグローバルな人材を育成する「いみず鳳雛きらめき塾」を実施いたしました。参加した中学生にとりましては、本市にゆかりのある事業家の方々との懇談や起業体験等を通じて、実社会の見聞を広める貴重な機会となったものと考えており、将来の射水市を担う人材として成長されるよう期待しております。

家庭教育・地域における教育の充実につきましては、保護者や子育て支援関係者を対象とした「いみず親学びスクール」を去る六月三十日に開講しました。約三十名の方に受講いた

だき、「音楽でつなぐ こころ・からだ・ひと」と題し、心身のリフレッシュや参加者間の交流を図りました。この後、来年二月までに子育てに関するテーマの講義や体験活動を実施し、家庭教育力の充実に努めてまいります。

さらに、子どもの健全育成の基盤となる温かい家庭づくりを応援するため、「あったか家族応援プロジェクト」に取り組んでいるところであり、「家族いっしょに、食事、おしゃべり、お手伝い」の普及・啓発を図るため、のぼり旗を五十枚作成し、貸出しを行うなど、今後とも各種団体と連携を図りながら事業を展開してまいります。

芸術・文化の継承と創造につきましては、来月十日をもって新湊博物館が開館二十周年を迎えるとともに、今年は、本市出身の人間国宝石黒宗麿の没後五十周年の節目に当たることから、今月十四日から十一月二十五日まで「開館二十周年 文人陶芸家 石黒宗麿展」を開催します。陶芸のみならず書画にも取り組み、詩書画陶が一体となった宗麿独自の世界を広く紹介し、市民の皆様に芸術に親しむ機会を提供してまいります。

スポーツ・レクリエーションの推進につきましては、先月七日に、本市のスポーツ推進コ

「デイネーター」として活動している地域おこし協力隊の企画立案による障がい児を対象としたスポーツ教室を開催しました。教室では、本市の実業団女子ハンドボールチーム「アランマーレ」の監督、選手を講師として招き、子どもたちに体を動かす楽しさを伝えていただきました。

また、今月二十二日に、第四十三回日本ハンドボールリーグが開幕し、「アランマーレ」がアルビス小杉総合体育センターにおいて、初戦を迎えます。今リーグにおけるチームの飛躍を期待するとともに、本市においては、本庁舎フロアにおける応援ブースの設置やチームへのメッセージを記した横断幕を作成するなど、応援機運を盛り上げてまいります。

「富山マラソン二〇一八」につきましては、来月二十八日に開催されます。新湊きつときと市場からスタートし、新湊大橋の中央部で折り返す「ジョギングの部」では、本市の誇る新湊大橋から望む富山湾と立山連峰の絶景を堪能していただけるものと考えております。また、「フルマラソンの部」につきましても、大橋からのパノラマをお楽しみいただくとともに、曳山や獅子舞など地域の伝統芸能を交えた市民が一体となった応援や、給水所のボランティアによるおもてなしを全国から参加されるランナーに提供するなど、大会の成功に向けて協力してまいります。

元気な高齢者の社会参加の促進につきましては、来る十一月三日から六日まで、第三十一回全国健康福祉祭富山大会「ねんりんピック富山二〇一八」がいよいよ開催されます。本市においてはこれまで、弓道、パークゴルフ及び健康マージャンの三種目の交流大会の実施に向け、準備を進めてまいりました。約九百名の監督・選手の皆様をおもてなしの心で温かくお迎えし、本市が誇る素晴らしい景観や旬の食材など、数々の魅力に触れていただくとともに、本市に再び訪れたいと思っただけの大会となるよう努めてまいります。

地域福祉の推進につきましては、去る六月十八日、アルビス株式会社との間で「高齢者等にやさしい地域づくり推進協定」を締結し、高齢者や障がい者、子供たちの見守りや健康づくり、更には介護予防に関する知識の普及・啓発などに連携して取り組むこととしました。この間、認知症ミニ講座やきららか射水一〇〇歳体操体験会などのイベントを毎月実施しているほか、新聞折込チラシを活用した情報発信など、両者の強みを生かした様々な取組が実現しており、更なるパートナーシップの強化を図ってまいりたいと考えております。

民間活用に向けた検討を進めてまいりました足洗老人福祉センターにおきましては、温泉

資源を活用し、老若男女が集える地域に開かれた施設を整備・運営できる事業者を公募いたしましたところ、市内で特別養護老人ホーム等を運営する、社会福祉法人喜寿会 一者から応募があったところであります。

去る七月四日及び二十四日の両日には、学識経験者等で構成する審査委員会による審査が行われ、八月十七日には同委員会から、社会福祉法人喜寿会を最優秀提案者とする旨の報告を受けたところであります。

今後、議員各位のご意見も踏まえつつ、市として同法人を優先交渉権者として決定し、事業実施に向けた基本協定の締結へと協議を進めてまいりたいと考えております。

市民病院における質の高い医療の提供につきましては、去る六月に、公益財団法人日本医療機能評価機構から、病院機能評価の認定を受けたところであります。これは、市民病院が適切な医療の提供と医療の質の向上に努めていることが評価されたものであり、今回で三回目の認定更新となります。

また、今月六日には、富山大学附属病院と公立病院では県内初となる医療連携協定を締結いたします。本協定は、それぞれの病院が有する医療機能を十分発揮し、相互に質の高い医療を提供することを目的とするものであり、病院機能に応じた患者の紹介や受入れ、医師を

はじめ医療スタッフ間の交流・研修の実施など、これまで以上に富山大学附属病院と緊密な連携体制が構築され、安全・安心な地域医療の提供はもちろん、喫緊の課題である医師の確保にも繋がるものと期待しております。

射水ブランドの確立と発信につきましては、本市を代表とする「白えび」と「ベニズワイガニ」を中心とした食のイベント「新湊カニかに海鮮白えびまつり」を来月十四日に新湊漁港において開催します。昨年度は、台風の影響により天候に恵まれなかったにもかかわらず、用意していたベニズワイガニ約一万二千杯が午前中で完売するなど、県内でも有数の食のイベントとして認知されてきており、引き続き、食のブランドを県内外に発信してまいります。

観光の振興につきましては、射水市が誇る市内三地区での曳山まつりが、今月二十三日の海老江曳山まつりを皮切りに始まります。海老江、新湊、大門それぞれに個性のある曳山まつりに多くの方々を訪れていただけるよう、市内外に情報を発信してまいります。

来月一日開催の新湊曳山まつりにおきましては、商工会議所や観光協会などの関係団体で構成された「新湊曳山まつり市民プロジェクト」に協力し、観覧席の設置やシャトルバスの運行など、おもてなし態勢を整えながら、来場者の安全と満足度の向上に努め、本市のイメ

ー ジアップにつなげてまいります。

企業誘致の推進につきましては、大阪、富山で開催されました「とやま企業立地セミナー」や呉西圏域連携事業として名古屋で開催されました「とやま呉西圏域ビジネス交流交歓会」に参加し、大都市圏の企業関係者に対して、本市の優れた立地環境を広くPRし、新たな企業団地の整備に向けた優良企業の誘致に努めてまいりました。

また、東京圏からの本社機能の移転や研究開発拠点の立地等を促進させることを目的とした地域再生法が改正されたことから、本市におきましても固定資産税の優遇措置等を受けることができるよう諸制度の整備を行い、企業の地方拠点の立地強化に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、地域経済の要である中小企業の振興を図るため、基本的理念のほか、市や中小企業、関係機関の責務や役割等を定めた「(仮称)射水市中小企業振興基本条例」について、今年度末の制定を目的に進めてまいります。

また、中小企業の生産性革命の実現に向けた「生産性向上特別措置法」に係る取組につきましても、去る六月に法施行され、現在、設備投資を予定する事業者からの申請受付を行っております。この制度は、償却資産に係る固定資産税の減免や補助事業の優先採択など、事

業者の経営基盤の強化や地域産業の持続的発展につながることを期待できることから、今後
も、市内中小企業に対し、制度の活用について周知を図ってまいります。

公共交通網の整備につきましては、持続可能な公共交通網の形成を図るため、市の公共交通
施策の指針となる「射水市地域公共交通網形成計画」の策定に向け、先月、学識経験者、
公共交通事業者及び利用者の代表等で構成する射水市地域公共交通活性化協議会を設立し、
第一回会議において、本市の公共交通の現状及び課題について意見交換を行いました。

今後は、市民アンケート調査及びコミュニティバス利用者アンケート調査を実施し、市民
の日常生活での移動実態及び市民ニーズの把握に努めてまいります。

上水道の充実につきましては、近年の人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化に
伴う更新費用の増大、技術職員の減少など水道事業を取り巻く課題に対応するため、民間事
業者に水道料金関連業務及び水道施設維持管理業務を包括的に委託することにより、官民連
携を推進し、将来にわたり持続可能な事業運営に取り組んでまいります。

消防体制の充実につきましては、消防団組織の維持活性化、次世代の担い手育成を目的と

した学生消防団員を新たに三名任命いたしました。総勢十名となった学生消防団員は、各種訓練や講習会に参加し、初期消火や応急手当の技術の習得に取り組んでおり、今後、防災の担い手として活躍していただくことを期待しております。

健全な行財政運営の推進につきましては、使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、必要な見直しを行い、改定料金（案）をとりまとめるとともに、第三次行財政改革集中改革プランの今年度改訂版を策定したところであります。

また、公共施設マネジメントに関しましては、施設の再編方針（案）の検討を進めているところであり、時代の変化に的確に対応した持続可能な行財政基盤の確立に向け、引き続き、積極的に取り組んでまいります。

なお、七月二日から今月二十二日にかけて、「未来世代が輝くまちの創造」をテーマに、市内十箇所で実施しております市長の出前講座におきまして、本市の財政状況や重要施策について説明させていただいており、使用料・手数料の適正化や公共施設マネジメントにつきまして、その取組状況を説明し、市民の皆様にご理解とご協力をお願いしているところでもあります。引き続き、市民の皆様には本市の行政運営について理解を深めていただけるよう努めてまいります。

旧新湊庁舎の跡地利活用につきましては、宿泊施設進出の意向を受け、よりにぎわいが創出されるエリアとなるよう、関係団体と協議した結果、このたび、優先交渉権者が提案した施設の機能や配置等を見直すことといたしました。引き続き、財政負担の軽減を見据えつつ、地域活性化に資する事業となるよう、議員各位のご意見を伺いながら取り組んでまいります。

次に、平成二十九年度の決算状況について申し上げます。

平成二十九年度の一般会計における決算上剰余金、いわゆる実質収支額は、十六億四千三十一万九千円の黒字となりました。

また、財政状況を客観的に表す健全化判断比率につきましては、実質公債費比率が、昨年度から〇・四ポイント減となる十・三パーセントに、将来負担比率が、昨年度から四・一ポイント減の九八・五パーセントとなりました。これらの指標は、平成二十一年度から九年連続で数値が改善しており、財政の健全性は着実に高まってきているものと考えております。

引き続き、施策の選択と集中による不断の行財政改革に取り組みながら、将来にわたる健全財政の堅持に努めてまいります。

四 提出案件について

次に、提出いたしました案件の概要について申し上げます。

まず、一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、下地区センターを下村交流センターに移転するための改修工事費等を追加するものであります。

また、平成二十九年度決算上剰余金のうち、二億七千五百九十七万一千円を公債費に計上し、市債の繰上償還を行うほか、六億円を財政調整基金に、三億七千五百万円を公共施設建設等基金に積み立てております。

補正額としましては、十四億九千五百四十二万四千円を増額し、予算総額を四百九億千四百七十七万円とするものであります。

特別会計につきましては、国民健康保険事業など四つの会計において、総額で五億四千七百七十二万八千円を追加し、予算総額を三百五十二億四千九百六十五万円とするものであります。

このほか、水道事業会計において、債務負担行為の補正として、水道事業包括業務委託一

件を新たに追加するものではありません。

次に、予算以外の議案について申し上げます。

条例議案としましては、「射水市市税条例の一部改正」など、五件を提出しております。

条例以外の議案としましては、「動産の取得について」及び企業会計における「未処分利益剰余金の処分について」など三件を提出しております。

報告案件につきましては、地方自治法第八十条の規定による専決処分の報告や平成二十九年継続費精算報告書の提出のほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成二十九年における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告しております。

認定案件につきましては、平成二十九年一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算、並びに各企業会計決算など七件について、監査委員の意見を付して提出しております。

あわせて、地方自治法第二百三十三条第五項の規定により、「平成二十九年一般会計及び

特別会計における主要施策の成果に関する報告書」を提出しております。

以上が、本日提案いたしました案件の概要であります。

何とぞ、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。